

令和5年第17回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年11月20日（月） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

議案第79号 選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 1

議案第80号 在外選挙人名簿に登録する者について . . . P. 3

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について . . . P. 5

市・区選挙管理委員会研修会について . . . P. 5

議案第79号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年11月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 494 人 |
| | 内訳 死亡者 | 167 人 |
| | 市外転出者 | 327 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年11月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和5年10月1日から令和5年10月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和5年6月1日から令和5年6月30日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

| 区分 | 男 | 女 | 計 |
|----|-----|-----|-----|
| 死亡 | 81 | 86 | 167 |
| 転出 | 168 | 159 | 327 |
| 合計 | 249 | 245 | 494 |

議案第80号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年11月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|------------|
| 1 登録する者の数 | 2人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和5年11月20日 |

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

| 区分 | 前回 (R5. 10. 20現在) 登録者数 | 登録 | 抹消 | | 小計 | 現在 (R5. 11. 20)の 登録者数 |
|----|------------------------------|------|-----|------|----|-----------------------------|
| | | 新規申請 | 死亡等 | 住民登録 | | |
| 男 | 41 | 2 | 0 | 0 | 2 | 43 |
| 女 | 71 | 0 | 0 | 0 | 0 | 71 |
| 計 | 112 | 2 | 0 | 0 | 2 | 114 |

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

| 開催回 | 会議の別 | 月 日 | 開始時刻 | 場 所 |
|-------------|------|----------|----------------|---------------|
| 第18回 | 定例 | 12月1日(金) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 令和6年 第1回 | 定例 | 1月19日(金) | <u>午前9時40分</u> | 早良区役所 中会議室 |
| 第2回 | 定例 | 2月20日(火) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第3回 | 定例 | 3月1日(金) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第4回 | 定例 | 4月19日(金) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第5回 | 定例 | 5月20日(月) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第6回 | 定例 | 6月3日(月) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |

※令和6年1月19日(金)については、10時～12時まで「市・区選挙管理委員研修会」が実施されます(オンライン受講)ので、委員会開始時間を9時40分からとしております。

○ 市・区選挙管理委員会研修会について

- ・主催 福岡市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会
- ・日時 令和6年1月19日(金) 10:00～12:00(予定)
- ・研修場所 早良区役所中会議室(オンライン開催)
- ・参加者 選挙管理委員会委員・選挙管理委員会事務局の職員